



令和3年7月27日

厚生労働大臣

田 村 憲 久 殿

公益社団法人 日本人間ドック学会
理事長 相澤孝夫



一般社団法人 日本病院会
会 長 相澤孝夫



国民の健康づくりに向けた健診・医療機関の役割について ～P H R (Personal Health Record) 推進に関する要望書～

我が国においては、世界に類を見ないスピードで進む少子高齢社会に対し、社会保障制度の維持を図りつつ、健康寿命延伸のために国民の視線にたった健康・医療・介護における様々な施策が立案されております。当団体といたしましても、我が国を代表する健診団体、ならびに病院団体の立場から、健診や予防医療に関する施策がより実効性のあるものになるように積極的に提言していきたいと考えております。

さて、新たなデータヘルス改革が目指す姿におきましては、P H R の推進が掲げられ、事業主健診情報の保険者を経由しての提供が検討されております。健診結果は秘匿性が高く個人に帰属するものであり、P H R の運用にあたっては国が一元管理し、保険者や事業主を経由することなく、健診・医療機関が責任をもって対処すべき事項と考えます。2017年1月12日第1回データヘルス改革本部の会議資料におきましても、『健康・医療・介護情報が眠っている審査支払機関を「業務集団」から「頭脳集団」に改革し、ビッグデータのプラットフォームを構築する必要がある』と明記されており、健診結果につきましても医療・介護情報と同様なシステムの構築を求めます。

また、当団体におきましては、保険者や産業保健関係者から健診結果の所見用語や判定の統一化、および標準フォーマットによるデジタルデータでの提出の要望を受け、他の健診・医療団体とともに、その実現に向けて最大限の努力をしているところであります。今後、P H R 推進を始めとしたデータヘルス改革に関する必要な法整備や通知等に際しては、健診・医療機関の役割を再認識していただきたくようにお願い申し上げます。

以下、要望事項につきまして、是非ご検討の程をお願い申し上げます。

1. 仮称) 国民健康基本法の制定

PHR推進にあたっては、国民の健康意識の醸成や個人情報保護の観点から健診結果は受診者個人に帰属するデータとして、国の責任による一元管理が必要である。健診に関わる全ての根拠法律を見直し、国民の健康を守り、増進させるための新たな法整備を求める。

2. PHR推進に際して健診・医療機関の役割の明記

健康寿命延伸を目指した予防医療の発展が期待される状況において、健診・医療機関は委託業者などではなく、保険診療機関と同等に位置付け、PHR推進に際してはその役割を明記することを望む。

3. 健診団体、および病院団体のPHR関連会議への参画

我が国における健診事業は、健診単独施設、ならびに地域の病院が担っており、PHR関連会議への健診団体、および病院団体の参画を求める。